三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町
電話3033番
炭電 528 475 番

編集兼発行人　平島敏治
三鉱労組印刷工場

三鑛労組
機關紙

再軍備に賛成する保守党は嫌だ

此の一票が賃金闘争を左右する

軍拡に備えた意図明白

假面を脱いだ 低賃金政策

第4回團交 連盟の回答に反撃

六日の第三回團交に引續き九日第四回團交が持たれた。席上会社側から組合のマーケット・バスケット方式による賃金要求書に対する理論的反駁がなされ、更に組合側からこれに反論を加え、現在理論闘争展開中であるが組合の考え方はおよそ次のような基本線を堅持している。

連盟の考え方に就て

今次統一交渉方式を鉱業連盟が容し全国的な視野に立つ実情に即し略したという理由についてはいろいろたランク賃金を目標としておることも明らかである。唯日経連が基を結集してバター経済から大砲経本的な方針としている独立後の労済に切替へられつゝある。日本の経済の基盤をなす石炭産業の労働条件を大砲の地ならし的賃金にするための力の結集を狙っていると判断すべきである。次にこの結集された力に基いて統一的な労働条件を決められることを非常に警戒し、戦後最良の年として石炭業経済安定政策を遂行する前提となりつゝあるが現実的にはこの鉱業連盟が即今次賃金闘争を通じて炭労組織の紊乱だけを目的としたものではない。マーケット方式を総体的な力の結集によって、安定した賃金政策を打出すための手段と考えるべきが妥当であろう。

石炭産業の見通し

昨年中の石炭需用は非常な活況を呈し、本年に入ってからは特需の激しい減少と水力発電の順調による水力発電の需用減との狭隘にあい春より夏にかけて荷渡しは次第に鈍化してきた。もちろん例年にみる需用の夏枯れも手伝っているが最大の原因は特需減少にあったといえよう。それが六月末になって今までにない九千万ドルの特需が契約され沈滞気味を打破り俄然活況を呈して来た。八月を過ぎれば需用期に入り月に四〇〇万屯程度の荷渡は軽くさばけることが予想される。わけて今次炭労の十月以降賃金闘争は石炭市場を引き締め昨年度同様に活況化するであろう。

福利厚生費の問題

鉱業連盟は、福利厚生費の問題について、二、五〇〇円前後の負担をしているというが、その内容に関する説明がなされていない。福利厚生費は炭鉱のみの独占物ではなく、他産業にもある。立地条件と生活環境によって、その比重が他よりも重くなるのは当然の事である。住宅にしても炭鉱のみにあるのではない。

燃料について炭鉱が恵まれているのと、国鉄従業員が乗車員不用とは同意義である。

何れの産業をみても、このような特典は与えられるのであって、取り立てる程の事はない。

炭鉱に配給所があれば、他には購買会があり、病院、指定医師等の設備は中規模以上の企業なれば必ずである。

それにも拘らず、頭から二、五〇〇円を他産業よりも多く負担しているという断定は、受入れがたい。

年金制度 會社案を提示

組合側、會社の不誠意を追及

昭和二十七年九月十三日

①現行鉱員退職手当協約による退職金支給方法を一部変更し、信託年金制度を設定する

②退職金は年金受給資格者が希望する場合は、その退職金の半額を一時金として支給し、残額は年金基金として会社組合相互の信託する信託会社に予託し、年金として終身分割支払はれるよう手続する

③年金受給資格取得は実勤続三十年以上にして満五十才以上に達した者が停年退職又は会社都合解雇により退職した場合とする

④年金受給者又は②に該当する年金受給資格者が死亡したときは年金は十年より既支給期間を差引いた残期間につき、妻、未成年の子、不具廃疾の子、扶養者のない実父母に限りこれを継続支払はれるようにする

⑤年金に関する具体的細部事項は組合、信託会社の三者間で打合せの上別途これを定める

⑥年金に関する事項は定当時にさかのぼって遡及解釈する旨を主張

会社も組合主張を頭とし、次回交渉を月曜日（予定）とし本日の交渉を打切った。

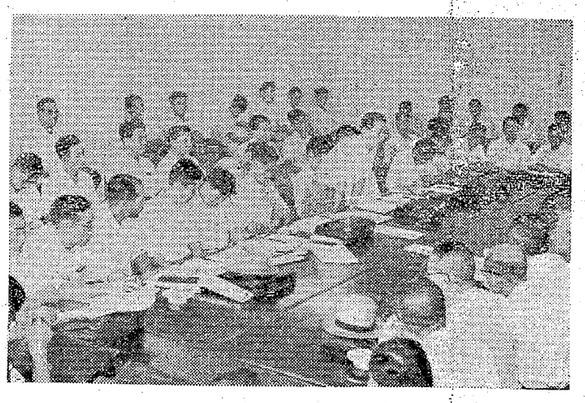

團體交渉で發言する田中委員長

信託年金制度案 連盟提案に對する批判

提案理由書の第一項目に石炭鉱業の賃金は相当良好である旨として、その説明として労働省の毎月勤労統による毎月きまって支払う賃金を抜き出しているが、この内容は、単に労働者のみでなく、吾々が呼ぶ経営者陣営に参加していないとはいわれていることでもわかる通りである。まして火薬、鉄板等の原料がアメリカとは比較にならぬ位割高なことは致命的原因といわねばならない。

（五）

以上の事情を総合してみる場合重需産業の面を誰が背負はされるかは最早や明確なところであろう。

平和産業の縮小と、軍需に食はれる必需原料の缺乏は当然のことながら生活必需品の値上りを招き、原料高の製品安にたゝかれる軍需工場は従業員の低賃金にその打開策を求めて来る事も余りにもはっきりしているではないか

而も軍需によって経済界の好転と資本の蓄積を計らんとする経営者連盟と、その支持に立つ政党、政府が全産業を同様に低賃金に押える政策に出る事は疑いをはさむ余地はない。

（六）

軍需工場における臨時工の増大、外国商人の中間搾取による飢餓輸出、アメリカの軍事基地としての日本等々を考えると日本の労働者の背負う十字架は如何に重く、闘争が如何に重大な決意を要するかに思い至らざるを得ないのである。

十月以降賃金を現に闘いつゝある我々は世界的規模に於ける我々の在り方をもっと真剣に検討しなければならない。目先の経済闘争、資本内の闘争ではどうにもならない巨大な組織が労働者階級を包囲していることを忘れてはならない。そしてこの運命を切り開く唯一つの途が十月一日の選挙に掛っている事も忘れてはならない。

前進 賃金と再軍備

（一）

九月一日第二回団交に提示された会社側の案は明らかに賃金切下げと、労働強化と首切りを意図し、而も文章に依つてこれを示している。

組合結成以来我々は既に数回、或いは十数回の賃金闘争の経験をもっているが、今回の様にほう頭から、現行を下廻る提案を受けたことは未だかつて無いと共に、この提案が鉱業連盟参加十七社の申し合せの結果である処に全国的低賃金対策を押し進める総資本の意志を見ることができる。

かゝる低賃金対策が如何なる理由によって強行されねばならないのか、我々は労働者の立場からとゝに軍拡経済の登場を無視することは絶対に許されないであろう。

（二）

戦争の後必ず経済恐慌が起ることは歴史が証明するばかりでなく、今日では常識とさえなっている処であるが、御多分にもれず第二次大戦後数年ならずして世界的大恐慌が吹き始めたことも事実となって現れている。昭和二十四年春ハーヴァード大学のハリス教授が「軍事支出が著しく増大しない限り、わが国は少い一、二年の間に失業の呪いを経験するものと見られる」と警告を発したのはこの間の事情を雄弁に物語るものとして内外の注意を惹いたが今日アメリカの経済がいわゆる「恒久戦争経済」の段階として六百億ドル（日本円二二兆六千億）の軍事支出を計上している事も我々の知る処である。

のみならずこの世界的な不景気退治策の一環として西欧、アジア諸国と共に我が日本がアメリカ経済依存の再軍備に陥っている現状は見まいと思っても見せつけられる昨今の状態である。

（三）

日本の再軍備がアメリカの要請の下に着々と実施されていくにつれて上記の軍需品製作の方も飛躍的上昇線をたどっている。

即ち新聞の報ずる処によっても去る五月米軍の兵器発注が興いこんで以来資本金わずか二億円の小松製作所が七十六万発に及ぶ砲弾を主として四十二億の注文を引き受けたのを始め大小の兵器会社はこぞって軍需品の入札に狂奔し終戦後鋼、鉄、農機具、ミシン等生活必需品の生産に従事していた会社は再び兵器製造に逆もどりを始めている様は物すさまじいものがある。

（四）

せっかく平和産業が軌道に乗り、生活必需品も一般大衆の手に入る様になったと喜んだのも束の間、もうかる事業の為には国民の迷惑も、一すくひの涙もなく操業短縮、工場閉鎖、首切りを断行し軍需生産へ切換へている。而しての軍需一辺倒が予想通り軍需景気を呼ぶかどうかは甚だ疑問とされているとも事実である。アメリカは決して経営事業として下請けをさしているのでない事は注文の契約に当って幾べき値切り倒しをやり、支払も後廻しとなって「特需出血」又は「出血受注」の名で呼ばれる。損害も十億に上るといはれていることでもわかる通りである。まして火薬、鉄板等の原料がアメリカとは比較にならぬ位割高なことは致命的原因といわねばならない。

（五）

以上の事情を総合してみる場合軍需産業の面を誰が背負はされるかは最早や明確なところであろう。

平和産業の縮小と、軍需に食はれる必需原料の缺乏は当然のことながら生活必需品の値上りを招き、原料高の製品安にたゝかれる軍需工場は従業員の低賃金にその打開策を求めて来る事も余りにもはっきりしているではないか

而も軍需によって経済界の好転と資本の蓄積を計らんとする経営者連盟と、その支持に立つ政党、政府が全産業を同様に低賃金に押える政策に出る事は疑いをはさむ余地はない。

（六）

軍需工場における臨時工の増大、外国商人の中間搾取による飢餓輸出、アメリカの軍事基地としての日本等々を考えると日本の労働者の背負う十字架は如何に重く、闘争が如何に重大な決意を要するかに思い至らざるを得ないのである。

十月以降賃金を現に闘いつゝある我々は世界的規模に於ける我々の在り方をもっと真剣に検討しなければならない。目先の経済闘争、資本内の闘争ではどうにもならない巨大な組織が労働者階級を包囲していることを忘れてはならない。そしてこの運命を切り開く唯一つの途が十月一日の選挙に掛っている事も忘れてはならない。

書記局便り

九月十三日　川端中岡上京
九月十五日　碓師交渉、辻部長職
　　贈制委員会より帰山
九月十六日　就業規則交渉
九月十七日　基巡法改正説明会

世の動き

インドネシアの對日條約

ムカルト・インドネシア外相は十一日サンフランシスコで対日講問題について次のように述べた。

インドネシア講会はスキマン前内閣がサンフランシスコで調印した対日平和条約の批准問題を討議することになるであろうが、場合によってはサンフランシスコ条約とは違った組織の条約を採用することになるかもしれない。何れにしても対日平和条約が結ばれるまでは通商協定を基礎とし外交権限をもつ総領事によって両国関係を処理する方針で日本はこうしたインドネシアの立場を了解している

【民族のつながり愈々固し】

松本氏國を訴う　来る廿六日から開かれるアジア大平洋地域平和会議の日本代表として選ばれた六十名の一人松本治一郎氏（六三）＝東京都港区芝白金志田町六〇は十五日国と外務大臣を相手取り東京地裁に①平和会議参加のため申請した中国への旅券を発給する義務があることを確認せよ。②九月十五日付で原告に対し外務大臣のなした旅券発給申請不許可の処分を取消せ。と訴えを起した。

【兎角政府のやる事はヤブ睨み的、坊主憎けりゃ袈裟までの類か】

國際自由労連繊維部會　国際自由労連繊維部会の第十九回会議は十五日ナポリで開会、繊維工場で働く婦女子問題、休日給与の問題、原料供給の問題などを十九日まで審議するはずで、次の十二ケ国から繊維従業員の代表が派遣されている。日本、オーストリヤ、ベルギー、英、蘭、瑞典、デンマーク、フインランド、スイス、独、伊、和蘭

【操短で失業繊姫街に溢る、しつかり頑張つて呉れ】

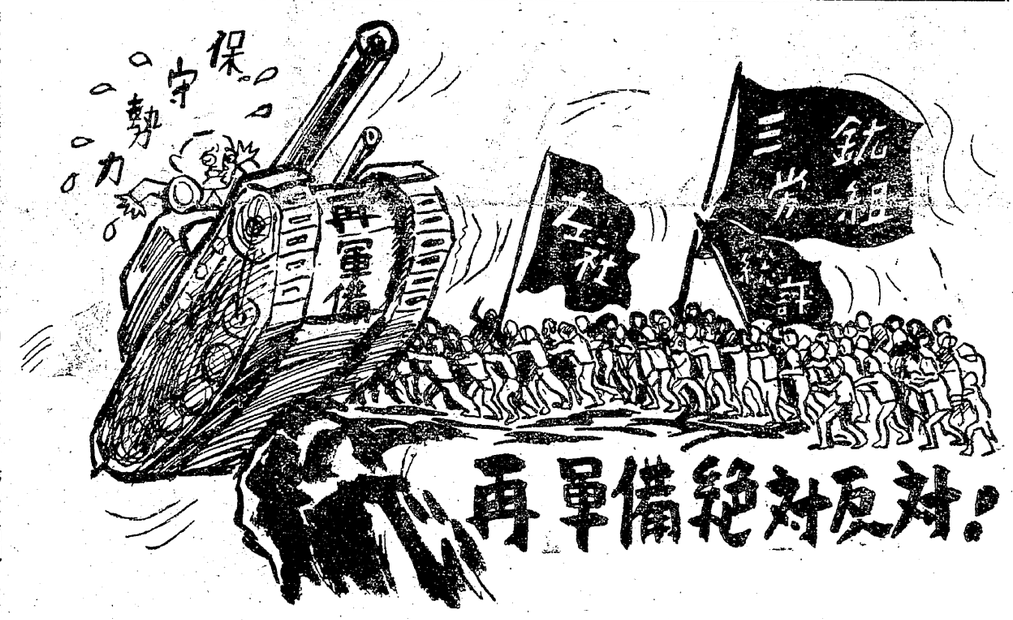

戦争か？　平和か？　この一票で決する!!

健保組合役員きまる

組合の事業所編入も決定

これまで三池鉱では組合単位役職員が職場における現職のまゝの資格で健保組合の会議員になっていたが、これは健康保険法上好ましくないとして去る七月廿九日県民生部保健課長から三鉱労組宛通知があったので、組合としては健保法第十三条（個人または法人の事務所にして常時五人以上を使用する事業所云々）に基き組合を一事業所として三井三池健康保険組合に加入方を申入れた。

健保組合としては去る九日の議員総選挙のあと十三日高瀬保養所でひらかれた第一回組合会議で三鉱労組、同職組の事業所編入を満場一致可決、併せて右に伴う規約一部変更を審議決定、これにより近く役員補欠選挙が行われるが、組合としては理事として神川書記長竹下厚生部長を推薦する事に決定を見ている。

△理事　服部敬彦（理事長）水野近、合原実（常務理事）大和義永吉国治、高口春光、大城三郎＝以上選定側

田中貞男、江島小次郎、甲斐幸雄島政雄、坂口末雄、江崎雄也＝以上互選側

△会議員（互選側）

第一区（宮浦）＝竹村秀敏、奥國八郎

第二区（四山）＝岡田二郎

第三区（三川）＝松村盛正、有働一喜、安田久好

第四区（本所）山下信哉

第五区（三作）＝北原安成

第六区（三港）＝石松誠之助

第七区（三池）＝田中貞男、甲斐幸雄

第八区（三川）＝以上互選側

失業者の街に1349名

三染の首切り旋風一應終結

三染の人員整理は希望退職締切の八日までに一、三三八名、十三日指名通告をうけたもの一〇名、計一三三八名で結局予定より二名上廻ったが、会社は更に十五日部長一名課長一〇名の整理を発表、今月末までに自発的に退職すれば希望退職として扱う旨申渡したに対し即日辞表を提出、こゝに三染の首切り旋風も一応納まった様であるが、納らないのは整理された千三百余名で、希望退職とは名のみで殆ど職制を通じた圧力で僅か三〇%の加給金で失業者が氾濫する街中に放り出されたのであって今次賃金闘争に大きな影響を与えるものとして前号に貯炭の現況を枯れ時期を利用して石炭産業へのイキの時期と関連あるものも一応商品位炭については、その利運を持っているので、これについての炭労中闘の状勢分析を左に紹介する。

△　△　△

最近貯炭状況と時需炭の減退の関係から今次賃金闘争の戦術として鉱業連盟が利用しているこゝは見逃すことは出来ない。このことは闘争貯炭がその多量を占めておるというバランスになっているという考慮の上に立った石炭要注意側は、夏の主体的条件の中にストラク現状ないつても、現在も将来の車要時期に低賃金と安定せる炭は例年のことでありこれをもって価を確定して利潤をうるために特需炭の減退を補償するものとして前号に貯炭の現況を枯れ時期を利用して石炭産業へのイキの時期と関連あるものも一応商品位炭については、その利運を持っているので、これについての炭労中闘の状勢分析を左に紹介する。

△　△　△

最近貯炭状況と時需炭の減退の関係から今次賃金闘争の戦術として鉱業連盟が利用しているこゝは見逃すことは出来ない。このことは闘争貯炭がその多量を占めておるというバランスになっているという考慮の上に立った石炭要注意側は、夏の主体的条件の中にストラク現状ないつても、現在も将来

ぽいんと

私達のこの一票は
戦争を止め　平和を招くのだ
賄取や　情実によらず
私達の幸福のために
投票しなくてはならない
×　×　×
私達のこの一票は
本当に日本が独立出来るか
外国の植民地になるかの
キーポイントになる一票だ
責任をもつて投票しよう
×　×　×
私達のこの一票は
私も家族も期待している
十月以降賃金の生命を決する
重大な役割を果す一票だ
闘いの一票を投じよう
×　×　×
私達のこの一票は
首切や失業を防ぐのだ・
労働者の真の味方は誰だ
もうだまされてはならぬ
よく選んで投票しよう
×　×　×
私達のこの一票は
十月以降賃金を闘いとり
破防法を撤回させ
日本の真の独立を期す
誰にも譲れぬ一票だ

見れば此の人達が今後どう活躍を見出して行くか全く他人事とは思えず、スト権を持たぬ闘争が如何に惨めであるかを改めて認識させられる。

伺指名通告を受けた者のうち四名が解雇を不当として身分保証の仮処分を現在地裁に提訴中で、その成行が注目されている。

地域分會の結成二件

▲三作支部銀水社宅地域分会は廿日午後七時半から結成式を挙げるが、当日は各隣組から三名宛、廿組で都合六十名の代議員が出席して規約、役員等を決め、廿一日夕方から映画会を兼ねて社宅広場に全員の参集を求め確認してもらうこゝとなっている。

▲四山社宅福岡県第四区＝十四日午前九時から四山支部会議室で発会式、次の役員を決定した。

◎分会長　藤本　春雄
◎副分会長（総務担当）
馬場　富二
総務部長　村上　二二
渉外〃　藤本　義信
経理部長　中田　義信
◎副会長　平川　健志
厚生部長　中林　一男
体育文化　吉本　繁利
青年部長
同婦人部長　田中　三宅
〃児童〃　小野　強
監査　渡辺　岳次

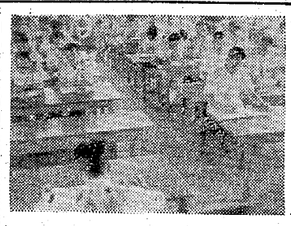

炭價問題の解説

災害補償比較表（組合要求／會社回答）

組合要求

第一条（原則）　労働協約第四十九条に謂う災害補償及扶助については労働者災害補償保険法による補償の外本規定の定めるところにより会社之を補償する

第二条（判定不明の取扱）　組合員の公私傷病病別の判定困難なるものについての取扱いは会社、組合協議決定するものとし公傷と判定じたものについてはこの規則を適用する。判定が確定する迄は会社は之を公傷と見做し補償を行う

第三条（補償の増額）　会社は組合が左の各号の一に該当するときその者の平均賃金が賃金改訂その他の事由により同一職種の平均賃金に満たない場合その差額を補償する

1、休業補償二、傷害補償三、遺族補償四、打切補償

2、組合員の療養補償については法に定めるものの他実費とし差額は会社之を補償する

第四条（傷害及打切補償の取扱）　傷害補償並に打切補償の取扱いについては各事業所毎に会社、組合協議の上行う

但し政府決定との差額は会社之を補償する

第五条（災害補償受給者死亡の場合の取扱）　災害補償受給資格者又は第二条該当者がその他の事故により死亡しその受給権が喪失した場合会社はこれを遺族に補償する

第六条（職業の補導）　災害補償後原職への復帰困難なるものにして本人が希望する場合職業の補導を行う。この場合の給与は会社が補償する（原職種の平均賃金を補償する）

第七条（傷病者治癒後の取扱）　傷病治癒後は原則として原職に復帰するが、直に原作業に従事困難なものについては軽作業に従事せしめ給与については各事業所毎に会社、組合別途協議する

第八条（社葬の取扱）　公傷病者にして死亡の場合は社葬を行うものとし事故発生より葬儀終了迄の費用は総て会社が補償する

一、家族が郷里にて葬儀を行う事を希望する場合は会社山元社葬実費相当額を補償する

二、社葬に際し遺族で来山の場合会社は旅費その他の実費を補償する

三、弔慰金、弔祭料、香華料として法に定むるほか、会社は二万五千円を支給する（七日四九日の弔祭も含んで）

四、全死亡者に対する合同慰霊祭は少くとも年一回施行し遺族には弔慰品を贈る。出席遺族に対しては旅費その他の実費を支給する

第九条（運営機関）　第二条乃至第八条の具体的実施並前各条に関連ある事項については各事業所に予め委員会を設置し都度協議決定するものとする

第二回会社回答（九月五日団交に於ける会社回答）

公私傷病の判定は労働者災害補償保険法上所管官庁がする事になっておりこの判定に不服の場合は異議申立の方法も充分与えられていると共に法通り取扱う事は会社の義務であると共に災害を受けたものを最も公正且つ迅速に保護する道であるので判定の取扱は総て現行法通りとする。判定が確立する迄は一応私傷として取扱う

休業補償については本年八月法改正が行われ明年一月以降賃要求の審議が法律上具体化する事になったが、その他の補償については今後双方で法改正に努力する事としたい

第二項に関しては真にやむを得ないと認めたものに限り考慮することとする

労災法上会社の証明及医師の意見を附して本人が請求をし所管官庁がこれを決定する事となっておるので第二条同様の趣旨により法の取扱に通りとする

官庁に於て公傷と決定したものは補償費支給前に本人が死亡しても その受給権は消滅しないから真要求の様な事例はないと思う

補導機関を斡旋する機務力する

傷病者治癒後は原則として原職に復帰するが、直に原作業に従事困難なものは期間を定めて軽作業につかしめる事がある。その場合の取扱は各山現行通りとする

業務上死亡の場合は左の通り取扱う

1、社葬を行う

2、社葬参列のため遺族来山の場合は四人迄旅費実費を支給する

3、香華料として七千円

4、合同慰霊祭は毎年一回施行し弔慰品を贈る。出席遺族に対しては二人迄旅費実費を支給する

5、2及4にいう旅費実費とは従業員旅費規則の車馬賃、辨当代及び宿泊料を謂う

交渉過程に於ける経過（第一回より九回迄）

組合の提案主旨を承

保留とし会社再考慮

会社「第一項は法通り、第二項については真にやむを得ないものは補償する　方法は医者の意見をきいて会社が行う」

組合「第一項は当然差額を補償する事を確認しているのであるから方法は会社、組合協議して決めた上で行うべきだ」

双方の対立点を確認会社再考慮を約す

会社「組合の意見を尊重し法に基いて行うが、従来の慣行も充分生かしてゆく」

組合「組合がタッチして紛争の起きない様協議してやっている事実もあり今後も紛争を起さぬため協議して行うべきで又救済しなくてはならぬという会社の考えもいわれているので当然両者の決定と言庁の決定との差額は会社が補償すべきである」

結論出ず会社再考慮約す

法的関係両者で調査の上再交渉

会社「差当って公共補導機関に斡旋するが将来実施できる様現在研究中」

組合「その場合の給与の裏付は当然と思うがどうか、又研究中とは何時具体化するのか、時期を明確にせよ」

会社は斡旋のみ考えているという事で組合より再考慮を要求、会社も再考慮することとする

交渉の問題は別に考えることにして組合の考えを確認

全面的に再考慮することを約す

会社「組合と話合ってやる何らかの方法は必要と思う」

組合「運営機関を作ってやる」

両者対立、会社は全部終ってからやってもよいのではないかとのことだったが対立のまゝ会社に再考慮を要求